



令和 7 年 8 月 25 日

秋 田 労 働 局 長
山 本 博 之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会 長 白 木 智 昭

秋田県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 14 日付け秋労発基 0 7 1 4 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

秋田県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1, 031円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月31日